

第 1 回武蔵村山市行財政運営懇談会

会 議 次 第

日 時：平成 27 年 12 月 24 日（木）

午後 2 時から

場 所：301 会議室

時間配分	日 程	内 容
14:00～14:05	委員の委嘱等	○委嘱書の交付 ○委員の紹介 ○事務局職員の紹介
14:05～14:15	報告事項 1	○行財政運営懇談会の所掌事項等について 1 行財政運営懇談会設置要綱 2 行財政運営懇談会の会議の開催予定 3 第六次行政改革大綱の策定スケジュール
14:15～14:30	報告事項 2	○本市における行政改革の取組状況について
14:30～14:40	議 題 1	○会長及び副会長の互選について 1 会長の互選 2 副会長の互選
14:40～14:50	議 題 2	○会議の公開に関する運営要領の制定について
14:50～15:50	議 題 3	○所掌事項の調査検討について 1 第六次行政改革大綱の基本方針 2 第六次行政改革大綱の推進項目
15:50～16:00	議 題 4	○その他 1 次回以降の会議の開催日程 2 その他
	閉 会	

○武蔵村山市行財政運営懇談会委員名簿

(平成 27 年 12 月 24 日委嘱)

氏 名	選 出 区 分	備 考
細 川 和 憲	識見を有する者 (設置要綱第 3 条第 1 号該当)	大学教授
乃 一 祐 太	識見を有する者 (設置要綱第 3 条第 1 号該当)	税理士
内 野 博 之	公共的団体の代表者等 (設置要綱第 3 条第 2 号該当)	武蔵村山市公立学校 P T A 連合会
狩 野 隆	公共的団体の代表者等 (設置要綱第 3 条第 2 号該当)	武蔵村山市自治会連合会
村 野 哲 也	公共的団体の代表者等 (設置要綱第 3 条第 2 号該当)	武蔵村山市商工会
藤 本 由美子	公募による武蔵村山市民 (設置要綱第 3 条第 3 号該当)	公募 (女性)
原 田 裕 一	公募による武蔵村山市民 (設置要綱第 3 条第 3 号該当)	公募 (男性)

(順不同：敬称略)

報告事項 1 行財政運営懇談会の所掌事項等について

1 行財政運営懇談会設置要綱

(1) 懇談会の設置目的（設置要綱第1条）

武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討し、もって市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に資するため、武蔵村山市行財政運営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(2) 懇談会の所掌事項（設置要綱第2条）

懇談会は、次に掲げる事項を調査検討し、市長に報告する。

ア 今後の行財政運営のあり方に関すること。

イ 行政改革の方策に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(3) 懇談会の組織（設置要綱第3条）

懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

ア 識見を有する者 2人

イ 公共的団体の代表者等 3人

ウ 公募による武蔵村山市民 2人

(4) 委員の任期（設置要綱第6条）

委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

※ 市長への報告時期（任期満了）は、平成28年2月上旬を予定している。

2 行財政運営懇談会の会議の開催予定

懇談会の会議については、平成28年2月上旬までを目途に、本日を含めて計6回程度開催する予定である。

3 第六次行政改革大綱の策定スケジュール

第六次行政改革大綱の策定に向けたスケジュールは、次のとおりである。

パブリックコメント（12月中旬から1月中旬まで）

市民説明会（12月16日(水)、17日(木)、21日(月)）

↓

行財政運営懇談会（12月下旬から2月上旬まで）

（検討結果を市長に報告）

↓

行政改革本部会議（2月10日(水)）※原案の決定

↓

市議会全員協議会（2月）

↓

行政改革本部会議（3月）※大綱(案)決定

↓

庁議（3月）※大綱決定

↓

公表・配布（3月）

○武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱

〔平成17年6月1日〕
訓令(乙)第107号

(設置)

第1条 武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討し、もって市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に資するため、武蔵村山市行財政運営懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を調査検討し、市長に報告する。

- (1) 今後の行財政運営のあり方に関すること。
- (2) 行政改革の方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 公共的団体の代表者等 3人
- (3) 公募による武蔵村山市民 2人

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱(平成12年武蔵村山市訓令(乙)第69号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月24日訓令(乙)第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

報告事項 2 本市における行政改革の取組状況について

○ 平成26年度末における行政改革大綱の推進状況

(1) 調査結果の集計

	実施状況 (平成27年3月末現在)					
	実施済	継続中	準備中	検討中	未着手	合計
【改革の柱①】 (構成比)	3 (7.1%)	28 (66.7%)	0 (0.0%)	10 (23.8%)	1 (2.4%)	42 (100.0%)
【改革の柱②】 (構成比)	6 (13.4%)	27 (60.0%)	1 (2.2%)	10 (22.2%)	1 (2.2%)	45 (100.0%)
合計 (構成比)	9 (10.3%)	55 (63.2%)	1 (1.2%)	20 (23.0%)	2 (2.3%)	87 (100.0%)

※「継続中」は、一部実施の内容を含む。

実施割合 … (合計) 64項目 73.5%
(※前期比 +2項目 +2.3ポイント)

【参考：検討中及び未着手の推進項目】

検討中の推進項目 (計20件)	項番03	手続の簡素化
	項番05	市民満足度の把握・活用
	項番09	公共施設予約システムの導入
	項番13	ホームページでの目録検索
	項番18	広聴手段の充実
	項番22	外部監査制度の導入
	項番23	オンブズパーソン制度の導入
	項番35	ICTを活用したコミュニケーションツールの検討
	項番36	コミュニティビジネスの支援
	項番38	複線型人事管理制度の導入
	項番50	文書管理システムの導入
	項番52	電子計算組織の全体最適化
	項番54	施設改修計画の策定
	項番56	公共施設の自主管理
	項番58	PFI手法の活用
	項番62	中期財政計画の策定
	項番69	公の施設使用料の見直し
	項番73	非常勤特別職の報酬等の見直し
	項番80	勤務時間の弾力的運用
	項番83	危機管理体制の整備
未着手の推進項目 (計2件)	項番24	自治基本条例の制定
	項番82	旅費制度の見直し

(2) 個別の推進状況

別添「平成26年度末 行政改革大綱推進状況（平成27年3月末現在）」のとおり。

議題 1 会長及び副会長の互選について

武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第4条第1項の規定に基づき、会長及び副会長を委員の互選により選任する。

1 会長の互選

会 長 _____

2 副会長の互選

副会長 _____

(参考)

○武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱 - 抄 -

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題 2 会議の公開に関する運営要領の制定について

武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 8 条の規定に基づき、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領を定める。

○武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第 3 条 会長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第 4 条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第 5 条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（参考）会議録等の公表

行財政運営懇談会の会議録（要旨）及び会議資料については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 12 条第 1 項の規定に基づき、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）
- (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）
- (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）

(経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

(参考 1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第 1 1 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第 1 2 条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第 1 3 条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考 2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

議題3 所掌事項の調査検討について

1 第六次行政改革大綱の基本方針

第六次行政改革大綱の策定に関する基本方針が、行政改革本部会議（平成27年7月1日開催）において決定されたので、別添「第六次行政改革大綱（素案）」のとおり報告する。 ※素案1ページ～5ページを参照

2 第六次行政改革大綱の推進項目

別添「第六次行政改革大綱（素案）」に基づき、個別の推進項目について検討を行う。

※素案12ページ以降を参照

※項番001から項番016までを検討の予定

議題 4 その他

1 次回以降の会議の開催日程

第2回 平成28年 1月 日 () 時 分 ~

第3回 平成28年 1月 日 () 時 分 ~

第4回 平成28年 1月 日 () 時 分 ~

第5回 平成28年 1月 日 () 時 分 ~

第6回 平成28年 月 日 () 時 分 ~

※全6回の予定

平成28年1月・2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

2 その他